

第52号議案

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年8月28日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用する規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和39年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害派遣手当等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>に規定する<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>をいう。</p> <p>(2) 職員 災害対策基本法第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害派遣手当等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>に規定する<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>をいう。</p> <p>(2) 職員 災害対策基本法第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を</p>

改正後	改正前
む。)に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8に規定する職員をいう。	む。)に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員をいう。
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
(略)	(略)
備考 本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。	備考 本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>ホテル営業及び旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用する規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 引用する法律の条の繰上げ及び手当の名称が改称されたことに伴う、用語の定義に係る規定の整理
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日

参 照 2

新型インフルエンザ等対策特別措置法抜粋

(_____部分は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行（令和5年9月1日）により改正される規定)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(第1号及び第2号省略)

(2)の2 特定新型インフルエンザ等対策 新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体がこの法律及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。

(第3号から第8号まで省略)

(職員の身分取扱い)

第26条の8 災害対策基本法第32条の規定は、前条（第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第32条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

(職員の身分取扱い)

第44条 災害対策基本法第32条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第32条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

(_____部分は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行（令和5年9月1日）により削除される規定)